

遺贈寄付

相続遺産寄付

「私にもできる。」未来への贈りもの

新しい時代に向けて変革期を迎える今こそ、
「新たな価値を生み出す力」を育む教育が必要です。
この教育を多くの子どもたちに届けるため、私たちに応援してください。

あなたの意思を受け継いで 子どもたちの未来を育んでいきたい



遺贈寄付 & 相続財産寄付という選択

近年、日本では高齢化が進み、「おひとりさま」や「老老相続」が増える中で、「もし財産が国に戻るなら、自分の人生の集大成として、財産を社会のために役立てたい」と考える方が増えています。

東日本大震災やコロナ禍を経て、社会貢献への意識が高まり、資産家や富裕層と呼ばれる人々だけの選択ではなく、誰もが人生最期に資産の使いみちを選択できるということでも遺贈寄付への関心が高まっています。

また、メディアや専門家による情報提供が進み、遺贈寄付の手続きに関するハードルも下がってきています。

より多くの方に遺贈寄付について知っていただき、未来の子どもたちの学びのためにご支援を賜りたいと考えています。

1. 遺贈寄付とは

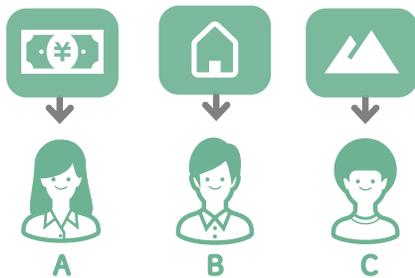
「遺贈」とは、遺言によって財産の全部、または一部を、特定の個人又は団体などに贈ることを指します。

遺言書にて受取人（受遺者）として学校法人シュタイナー学園を指定いただくことで、子どもたちへの教育に広く役立てることができます。

一般的な寄付と異なり、遺贈寄付は「亡くなった後」に生前に使いきれなかった財産を寄付するという仕組みなので、老後のお金の心配をする必要もありません。

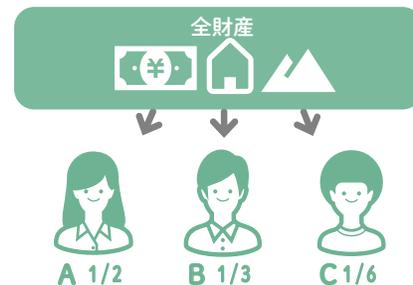
遺贈の種類 遺贈には大きく分けて2種類あります

1. 特定遺贈



「現金500万円をAに」「相模原市緑区の土地をCに」など、特定の財産を明確に指定して、遺贈する方法です。

2. 包括遺贈



財産の全部、または「〇〇の1/2をAに」「〇〇の1/3をCに」など、配分の割合を指定し、遺贈する方法です。

大きな違いは、「包括遺贈」では債務など負の資産も包括受遺者に引き継がれるという点です。

シュタイナー学園では包括遺贈もご相談可能です。

お気軽にご相談ください。

ご相談の詳細は p6 へ

遺贈の流れ

ご生前

1

遺贈内容の決定

まず、誰に(個人、法人、団体など)、何を(現金、不動産、有価証券など)、どのくらい遺贈したいのかを具体的に決めます。

2

遺言書の作成

意思が固まったら、その内容を法的に有効な遺言書に記載します。最も確実にトラブルが少ないとされるのは公正証書遺言です。遺言書の作成については、専門家に相談することをおすすめします。

3

遺言執行者の決定

遺言の内容を実現するための手続きを行う人を遺言執行者と呼びます。遺言書の中で遺言執行者を指定しておくのが一般的です。

4

遺言執行者へ
ご逝去の連絡

ご家族やご友人、生前に依頼していた死亡通知人から遺言執行者にご逝去の連絡が届きます。

5

遺言執行と
財産の引き渡し

遺言執行者が、遺言書の内容に従って、ご指定いただいた財産をシュタイナー学園に寄付します。

6

受領書の発行

シュタイナー学園から遺言執行者あてに受領書を発行します。寄付いただいた財産は子どもたちへの教育活動のために大切に使用させていただきます。

ご逝去後

遺贈寄付で繋がる

シュタイナー学園では、遺贈寄付に関わっていただいた方に、年1回の学園通信の送付や、学期祭などの学園イベントに年に1回ご招待を行っています。

▶ お問い合わせの詳細は p6 へ

遺贈相談サポート窓口

シュタイナー学園では、遺贈寄付に関してのサポート窓口として、「READYFOR(レディーフォー)株式会社」と連携しています。何度でも無料で相談可能ですのでお気軽にお問い合わせください。

▶ ご相談の詳細は p6 へ

2. 相続財産寄付

相続によって取得した財産の一部または全部を、相続人の意思でご寄付いただくことです。亡くなった方から受け継いだ大切な財産を社会のために役立てたい、というお気持ちに応える制度であり、遺言書がなくても、相続人の方のご判断で寄付が可能です。

非課税となる税制上の優遇措置があります

相続や遺贈によって取得した財産を、相続税の申告期限(相続開始を知った日の翌日から10ヶ月以内)までに特定の団体に寄付した場合、寄付した財産については相続税がかかりません。適用には相続税の申告期限内にシュタイナー学園が発行する受領証と相続財産寄付に関する証明証を相続税の申告書に添付する必要があります。詳しくはお問合せください。

相続手続きの流れ

相続開始
から0日

ご逝去・死亡届の提出

ご逝去と共に相続が始まります。

3ヶ月以内

相続の放棄・限定承認(相続人の確定)

相続人が権利や義務を一切受け継がない(相続の放棄)または限定承認をする場合は、相続開始があったことを知った日から3ヶ月以内に家庭裁判所に申述します。

4ヶ月以内

準確定申告

故人の所得などが要件を満たす場合、亡くなった年の1月1日から死亡した日までの所得について、相続人が申告・納税をします。

遺産分割

不動産の所有権移転登記や預貯金・不動産の名義変更などの諸手続き、遺産分割協議などを行います。

10ヶ月以内

相続税の申告・納付

相続財産の総額が、相続税の基礎控除額(3,000万円+600万円×法定相続人の数)を超える場合、相続税の申告と納税が必要です。

相続財産寄付の流れ

1 ご連絡

ご連絡時に相続財産寄付であることをお知らせください。

2 ご寄付のお手続き

詳しいお手続きをご案内いたします。

3 ご寄付の受領

相続財産からシュタイナー学園にご寄付いただきます。

4 受領証・証明書の発行

ご寄付後にシュタイナー学園より、受領証および相続財産寄付に関する証明書を発行します。

申告時には、寄付した財産の明細書や受領証および相続財産寄付に関する証明書を利用ください。

3. お問い合わせ

シュタイナー学園お問合せ窓口

ご寄付に関する全般的なご質問等は、お問合せフォーム、またはお電話（学園事務局 TEL042-686-6011）でお気軽にお問い合わせください。



お問合せフォーム

レディーフォー遺贈寄付サポート窓口 (READYFOR 株式会社)

シュタイナー学園では、遺贈寄付に関するサポート窓口として、「READYFOR (レディーフォー) 株式会社」と連携しています。遺贈や相続に関するご質問やご相談は、お気軽に以下の宛先までご連絡ください。

寄付のご意向や詳細が決まっていなくてもお気軽にご相談ください。READYFOR社ではこれまで約3万件の社会活動を支援してきました。その経験を活かし、あなたの想いが込められた大切な財産を、想いをとにもする活動へ届けるお手伝いをいたします。



何度でも無料で相談可能ですのでお気軽にお問い合わせください。



<お電話でのご相談・資料請求>

レディーフォー遺贈寄付サポート窓口：
0120-948-313 (通話料無料)
受付時間：平日10:00～17:00 (年末年始を除く)
ホームページ：<https://izo.readyfor.jp/>



<オンラインでのご相談・資料請求>

下記のQRコードからお問合せフォームにご記入のうえ、お問合せください。



*問い合わせの際に学園のHP・資料を見たとお伝えください

4. ご寄付の使いみち

学園の現状と課題

シュタイナー学園の子どもたちは廃校を教職員や保護者たちが改築した校舎で学んでいます。現在の名倉校舎、吉野校舎は築40年を超え、体育館も同様に老朽化が大きな課題となっています。毎年修繕をおこないながら、大切に使い続けていますが、今後は大規模な改修が必要となります。子どもたちが安心して学べる環境を整えるために、2025年度からは、必要な費用を賄うために、施設維持費



(保護者納付金)の値上げに踏み切りました。しかし、それでも修繕費を賄うには十分ではない状況です。学ぶ環境の確保こそが、今一番の課題であり、そこには莫大な資金が要となります。

未来の学園のために

みなさまの多大なるご支援のおかげで、2009年には新校舎設置、2012年には高等部を開校することができました。

シュタイナー学園では、子どもたちや地域コミュニティのよりよい環境づくりを目指し、学童保育キングダーハウスや企業主導型保育事業を開発するなど着実に広がりを見せています。地域に根差し、よりよい学習の場を作り上げるために、必要な体験の場・よりよい協働、協創の場など実現できそうなところから広げていきたいと考えています。そのために、話し合いを続けています。



シュタイナー教育を広めるために

世界は今、変革を求められてきています。そんな時代にありながらも、シュタイナー教育は、世界に1000校以上のネットワークが広がり、日本でも小さな歩みではありますが、確実に広がりを見せつつあります。それを後押しするために、出張講座や週末クラスの開催、奨学金制度の充実や『未来のシュタイナー学校の先生』を育てる教員養成などに取り組んでいます。また、交換留学などを通して、国を超えてつながる機会を多くもっていききたいと思います。



5. 卒業生インタビュー

シュタイナー教育で得られたと思えるものはなんですか？



QRコードから藤井拓麻さんのインタビューをもっと読む

10期卒業生 藤井拓麻さん

「シュタイナー学園での時間は『進路を決める』ためのものではなく、やりたいことを見つけていく、その後押しをしてくれるような時間だった。」



QRコードから大坪メイさんのインタビューをもっと読む

14期卒業生 大坪メイさん

「何でも自分でやってみること、前向きに物事に向き合うこと。学園で育ててもらったそんな部分が、もの作りに取り組む今のわたしに繋がったと思っています。」



QRコードから石橋初季さんのインタビューをもっと読む

20期卒業生 石橋初季さん

「自分とはちがう人を受け入れる力。同時に自分を信じられる力。そのふたつを一緒に持って、自分を生きる力を得られたと思っています。」



QRコードから黒川朔太郎さんのインタビューをもっと読む

21期卒業生 黒川朔太郎さん

「曖昧さ、白黒だけで判断しないことの大切さ。両極にあるその間、プロセスを大切に感じる感覚です。この感覚は、日々の生活の中でとても生きています。」

その他のシュタイナー学園の卒業生インタビューはこちらからみられます。 ▶▶▶

